

個人版事業承継税制の創設

2019/4 掲載

2019 年度税制改正にて、個人事業者の円滑な世代交代を目指し、個人事業者の事業承継を促進するため相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）が創設された。制度の概要については次のとおり。

(1)概要

本制度は、事業用資産を相続・贈与により取得し、その後も事業を継続することを条件に、認定相続人（または認定受贈者※）が納付する税額のうち、事業用資産に対するの猶予割合は100%とし、全額を免除するものである。法人の事業承継税制に準じた制度で、事業用小規模宅地等の特例との選択適用となる。

適用期間は、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間の時限措置で、事前に承継計画を都道府県に提出して経営承継円滑化法の認定を受ける必要があるとともに承認後は事業の継続が定期的に確認される仕組みとなっている。承継計画の提出期間は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間である。

※ 認定受贈者は、18歳（2022年3月31日までの贈与については20歳）以上で、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していた者。

(2)適用対象となる特定事業用資産の範囲

特定事業用資産の範囲は土地（面積上限 400 m²）、建物（床面積上限 800 m²）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるもの）が対象となる。建物以外の事業用減価償却資産は、機械器具備品である工作機械・パワーショベル・医療用の診療機器等、車両運搬具、生物では乳牛等や果樹等、無形償却資産の特許権などである。

個人版事業承継税制は、医師、弁護士・税理士等の士業、農業など幅広い業種での適用が期待されている。なお、不動産貸付事業（アパート、駐車場等）は対象外である。

その他詳細については、財務省他のホームページを参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei19.htm